

# 情報BOX



お知らせ

催し

募集

お願い

## お問い合わせは

役 場 ☎388-1111 中央公民館 ☎388-3231  
 FAX387-5816 (町体育協会事務局)  
 福祉健康センター ☎388-7171 教育文化課 学校教育担当 ☎388-3926  
 福祉会館 ☎387-1121 松枝公民館 ☎387-0156  
 児童館 ☎388-0811 総合会館 ☎387-8432  
 子育て支援センター ☎387-0561 歴史未来館 ☎388-0161  
 学校給食センター ☎387-5321 ふらっと笠松 ☎388-2355

### 在宅介護実態調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

平成30年度からの「老人福祉計画・第7期介護保険事業計画」策定のため、対象の方に調査票を送付しますので、ご理解とご協力をお願いします。

《在宅介護実態調査》

【対象者】在宅で生活している要介護認定を受けている方

《介護予防・日常生活圏域ニーズ調査》

【対象者】要介護認定を受けていない65歳以上の方(無作為抽出1,500人)・要支援認定を受けている方

【問合せ先】健康介護課

### 住宅用火災警報器の電池交換

平成21年度に町自主防災会協議会から希望世帯に配布した住宅用火災警報器が、電池寿命(約10年)より早い時期に電池切れとなる事例が発生しています。その場合は新しい電池に交換することで、引き続き使用できます。

【事例内容】電池切れの場合に約36秒ごとに1回の警報音が鳴る

【新しい電池の入手方法】

- ①役場総務課で受け取り
- ②メーカーから電池を取り寄せ  
ヤマトプロテック(株)

☎0120-801-084または☎0570-080-100  
(平日午前9時～午後5時)

☎072-361-2101

(平日午後5時以降と土・日・祝日)

※専用電池のため、電気店などでは販売していません。なお、電池は無料で交換します。

【問合せ先】総務課

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金の申請

この制度は、母子家庭・父子家庭・寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的とし、修学資金をはじめとした貸付制度です。

【対象者】母子家庭の母、父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のいない20歳未満の児童

【貸付要件】原則として連帯保証人1人(別世帯の親族か親類など保証能力のある方)

【償還期間】10年以内(一部は5年以内)  
※卒業後一定据置期間を経過した後、償還が始まります。

【償還方法】修学資金 半年賦  
就学支度資金 年賦

【留意事項】申請には申請者・児童・連帯保証人各々と面談が必要です。  
貸付には審査会があるので、申請から貸付までに最低2か月かかります。  
詳しくは、岐阜地域福祉事務所にお問合せください。

【申請・相談窓口・問合せ先】  
岐阜地域福祉事務所  
☎272-1111(内線3237、3238)

### 男女共同参画のすすめ

- 家庭では  
「性別にこだわらないで子どもの個性を伸ばしましょう」
- 職場では  
「男女ともに育児、介護休業の取得を進めましょう」

自然にやさしい 環境創造

Shonan  
松南株式会社

〒500-8358 岐阜県岐阜市六条南3丁目6番9号  
TEL.058-274-3224 FAX.058-276-0808



航空宇宙産業に  
貢献する

株式会社 光製作所  
羽島郡笠松町中野  
☎387-4361